

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会会則

(名称)

第1条 この会は、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県、市町村、各種団体、民間企業等が協力し、彩の国各地域の魅力や優れた個性を県内外に発信することによって、県全体に対する理解と認識を深めるとともに、新しい彩の国の創造を目指して、良好なイメージ形成を図る。
これにより、県民一人一人が彩の国に対する愛着と誇りを高め、彩り豊かなふるさとづくりを推進することに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 彩の国さいたまの魅力発信事業
- (2) 彩の国さいたまの魅力再発見事業
- (3) 彩の国さいたまの魅力創造事業
- (4) その他彩の国さいたまの良好なイメージの形成を図るために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、彩の国さいたまの良好なイメージの形成を図ろうとする県、市町村（市町村の団体を含む。）及び各種団体（以下「会員」という。）並びに民間企業等（以下「協賛企業等」という。）をもって構成する。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとするものは、入会申込書（様式1）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退会)

第6条 会員、協賛企業等が退会しようとするときは、退会届（様式2）により会長に届け出なければならない。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名

- 2 役員は、原則として会員の中から総会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 5 補欠(定数の増加に伴う補充も含む。)のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会の業務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときに、あらかじめ会長が定めた順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、役員会を構成し、必要な事項を審議するとともに、役員会の議決に基づき、協議会の業務を処理する。
- 4 監事は、会計その他の事務を監査する。

(顧問)

第9条 協議会に、専門的分野の助言等を得るため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議決に基づき会長が委嘱する。

(総会)

第10条 総会は、毎年一回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

- 2 会員の過半数から、総会の目的となる事項を示した書面による請求があるときは、会長は30日以内に総会を招集しなくてはならない。

- 3 総会は、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 役員を選任に関すること。
 - (3) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
 - (5) その他協議会の運営に関する重要事項に関すること。
- 4 総会は、会員の過半数の出席（委任状によるものを含める。）がなければ開くことができない。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（役員会）

第11条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要の都度、会長が招集する。

- 2 役員会は、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 協議会の運営に関する重要事項のうち、緊急の処理を要する事項に関すること。
 - (3) 総会提案事項に関すること。
 - (4) その他必要と認められる事項に関すること。
- 3 役員会は、前項第2号の事務を処理したときには、次の総会において報告し、承認を受けなければならない。
- 4 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 前条第5項の規定は、役員会の議決に準用する。

（書面による審議）

第12条 会長は、必要があると認めるときは、書面をもって、会員の意見を求めて、総会または役員会の議決に代えることができる。

（部会）

第13条

削 除

(事務局)

- 第14条 協議会の事務局は、埼玉県県民生活部内に置く。
- 2 協議会の事務局に事務局長その他の職員を置き、会長が任免する。
 - 3 事務局は、会長の指示のもとに協議会の事務を行う。

(会計)

- 第15条 協議会の経費は、負担金、事業収入その他の収入をもって充てる。
- 2 負担金は、次のとおりとする。
 - (1) 埼玉県 別に定める額
 - (2) 市町村 別に定める額
 - (3) 各種団体 年額10,000円以上
 - (4) 協賛企業等 年額10,000円
 - 3 負担金は、毎年6月末までに、事務局に払い込むものとする。
 - 4 納入された負担金は、返還しない。
 - 5 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(その他)

- 第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この会則は平成7年3月23日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の会計年度の負担金等については、第15条の規定にかかわらず、別に定める。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第15条第5項の規定にかかわらず、設立の日から平成8年3月31日までとする。
ただし、設立準備のために要した経費については、設立当初の会計年度に含めることができる。

附 則

この会則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成17年5月31日から施行する。

附 則

この会則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成21年5月22日から施行する。

附 則

この会則は平成28年4月28日から施行する。

様式1

入 会 申 込 書

年 月 日

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会
会 長 様

所在地
名 称
代表者

□

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

様式2

退 会 届

年 月 日

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会
会 長 様

所在地
名 称
代表者

□

彩の国さいたま魅力づくり推進協議会を退会したいので届け出ます。